

令和8年第1回(3月)定例会

# 御杖村議会会議録

令和8年 3月 4日開会

令和8年 3月16日閉会

御杖村議会

## ◎目 次

第1号（3月4日）	— 1 —
◎議事日程	— 2 —
◎本日の会議に付した事件	— 3 —
◎出席議員（7名）	— 3 —
◎欠席議員（0名）	— 3 —
◎会議録署名議員	— 3 —
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名	— 3 —
◎職務のため議場に出席した事務局職員	— 4 —
◎〔発言記録〕	— 5 —
◎開会及び開議の宣告	— 5 —
◎会議録署名人の指名	— 5 —
◎会期の決定	— 5 —
◎諸般の報告（議会運営委員会）	— 5 —
◎諸般の報告（例月出納検査）	— 6 —
◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて （令和7年度御杖村一般会計補正予算(第5号)） 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	— 6 —
◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて （令和7年度御杖村一般会計補正予算(第6号)） 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	— 7 —
◎承認第3号専決処分の承認を求めることについて （令和7年度御杖村一般会計補正予算(第7号)） 〔上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託〕	— 7 —
◎議案第1号特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	— 8 —
◎議案第2号村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する 条例の制定について 〔上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託〕	— 8 —
◎議案第3号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 9 —
◎議案第4号御杖村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 10 —
◎議案第5号御杖村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 11 —
◎議案第6号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定について 〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	— 12 —

◎議案第7号御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・ 子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定 について	
[上程、説明、質疑、討論、採決] .....	—14—
◎議案第8号三季館設置条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託] .....	—15—
◎議案第9号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託] .....	—16—
◎議案第10号御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決] .....	—16—
◎議案第11号御杖村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決] .....	—17—
◎議案第12号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
[上程、説明、質疑、討論、採決] .....	—18—
◎議案第13号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託] .....	—19—
◎議案第14号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (みつえ青少年旅行村・三季館・伊勢本街道みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖)	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託] .....	—19—
◎議案第15号御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託] .....	—20—
◎議案第16号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について	
[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託] .....	—21—
◎議案第17号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] .....	—21—
◎議案第18号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] .....	—22—
◎議案第19号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] .....	—22—
◎令和8年度施政方針[伊藤村長] .....	—23—
◎議案第20号令和8年度御杖村一般会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] .....	—25—
◎議案第21号令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] .....	—27—
◎議案第22号令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] .....	—28—
◎議案第23号令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] .....	—28—
◎議案第24号令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について	
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託] .....	—29—
◎散会の宣言 .....	—29—

第2号（3月16日）	— 31 —
◎議事日程〔審議結果〕	— 32 —
◎本日の会議に付した事件	— 32 —
◎出席議員（7名）	— 33 —
◎欠席議員（0名）	— 33 —
◎会議録署名議員	— 33 —
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	— 33 —
◎職務のため議場に出席した事務局職員	— 33 —
〔発言記録〕	— 34 —
◎開議の宣言	— 34 —
◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）	— 34 —
◎諸般の報告（奈良県広域消防組合議会）	— 35 —
◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）	— 35 —
◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部事務組合議会）	— 36 —
◎一般質問	— 37 —
盛岡議員「高齢者医療の課題と見守りについて」	— 37 —
影山議員「令和8年度における重要施策について」	— 39 —
◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度御杖村一般会計補正予算（第5号））、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度御杖村一般会計補正予算（第6号））、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度御杖村一般会計補正予算（第7号））	
〔一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑〕	— 40 —
◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて （令和7年度御杖村一般会計補正予算（第5号））	
〔討論、採決〕	— 41 —
◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて （令和7年度御杖村一般会計補正予算（第6号））	
〔討論、採決〕	— 41 —
◎承認第3号専決処分の承認を求めることについて （令和7年度御杖村一般会計補正予算（第7号））	
〔討論、採決〕	— 42 —
◎議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第8号三季館設置条例の制定について、議案第9号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について（御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター）、議案第14号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について（みつえ青少年旅行村・三季館・伊勢本街道みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖）、議案第15号御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について、議案第16号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について	
〔一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑〕	— 42 —
◎議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
〔討論、採決〕	— 43 —

◎議案第2号村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する 条例の制定について	
[討論、採決]	— 44 —
◎議案第8号三季館設置条例の制定について	
[討論、採決]	— 44 —
◎議案第9号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について	
[討論、採決]	— 44 —
◎議案第13号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)	
[討論、採決]	— 45 —
◎議案第14号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (みつえ青少年旅行村・三季館・伊勢本街道みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖)	
[討論、採決]	— 45 —
◎議案第15号御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について	
[討論、採決]	— 45 —
◎議案第16号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について	
[討論、採決]	— 46 —
◎議案第17号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について、議案第18号 令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について、議案第19 号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	— 46 —
◎議案第17号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について	
[討論、採決]	— 47 —
◎議案第18号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について	
[討論、採決]	— 47 —
◎議案第19号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号)の議定について	
[討論、採決]	— 48 —
◎議案第20号令和8年度御杖村一般会計予算の議定について、議案第21号令和8年度御 杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第22号令和8年度御杖村介護保 険特別会計予算の議定について、議案第23号令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会 計予算の議定について、議案第24号令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定に ついて	
[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]	— 48 —
◎議案第20号令和8年度御杖村一般会計予算の議定について	
[討論、採決]	— 49 —
◎議案第21号令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	— 49 —
◎議案第22号令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	— 50 —
◎議案第23号令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	— 50 —
◎議案第24号令和8年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について	
[討論、採決]	— 50 —

◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)	
[上程・採決] .....	—51—
◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)	
[上程・採決] .....	—51—
◎閉議及び閉会の宣言 .....	—51—
◎議事録署名 .....	—53—

(令和8年3月4日)

## 令和8年第1回(3月)御杖村議会定例会(第1号)

令和8年3月4日(水)  
開議 午前10時00分

### ◎議事日程〔審議結果〕

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 ・議会運営委員会 2月24日開催  
・例月出納検査 11月・12月・1月分
- 日程第4 承認第1号 【予算決算委員会付託】  
専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第5号))
- 日程第5 承認第2号 【予算決算委員会付託】  
専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第6号))
- 日程第6 承認第3号 【予算決算委員会付託】  
専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第7号))
- 日程第7 議案第1号 【むらづくり委員会付託】  
特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程第8 議案第2号 【むらづくり委員会付託】  
村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例  
の制定について
- 日程第9 議案第3号 【原案可決】  
御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第4号 【原案可決】  
御杖村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について
- 日程第11 議案第5号 【原案可決】  
御杖村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第6号 【原案可決】  
御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第7号 【原案可決】  
御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て  
支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 日程第14 議案第8号 【むらづくり委員会付託】  
三季館設置条例の制定について
- 日程第15 議案第9号 【むらづくり委員会付託】  
みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第10号 【原案可決】  
御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 【原案可決】  
御杖村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 【原案可決】  
御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 【むらづくり委員会付託】  
御杖村の公の施設の指定管理者の指定について  
(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)

- 日程第20 議案第14号【むらづくり委員会付託】  
御杖村の公の施設の指定管理者の指定について  
(みつえ青少年旅行村・三季館・伊勢本街道みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖)
- 日程第21 議案第15号【むらづくり委員会付託】  
御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について
- 日程第22 議案第16号【むらづくり委員会付託】  
御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第23 議案第17号【予算決算委員会付託】  
令和7年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について
- 日程第24 議案第18号【予算決算委員会付託】  
令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
- 日程第25 議案第19号【予算決算委員会付託】  
令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号)の議定について
- 日程第26 議案第20号【予算決算委員会付託】  
令和8年度御杖村一般会計予算の議定について
- 日程第27 議案第21号【予算決算委員会付託】  
令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について
- 日程第28 議案第22号【予算決算委員会付託】  
令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 日程第29 議案第23号【予算決算委員会付託】  
令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 日程第30 議案第24号【予算決算委員会付託】  
令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長	寺前伊平君	副議長	山岡隆良君
1番	影山英章君	2番	小田静男君
3番	森源五君	4番	福田麻衣子君
7番	盛岡英成君		

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3番 森源五君      4番 福田麻衣子君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
政策推進課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君
教育委員会事務局次長	古谷依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員  
事務局長 森本成則君

散会 午前11時47分

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

### ◎開会及び開議の宣言

○議長(寺前伊平君):皆さん、おはようございます。令和8年第1回御杖村議会定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の令和8年第1回御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会致します。ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、配布済み日程第1号のとおりとします。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(寺前伊平君):日程第1、会議録署名議員の指名を行います。御杖村議会会議規則第127条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、3番森源五君、4番福田麻衣子君を指名します。

### ◎会期の決定

○議長(寺前伊平君):次に、日程第2・会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの13日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月16日までの13日間と決定しました。

### ◎諸般の報告(議会運営委員会)

○議長(寺前伊平君):次に、日程第3、諸般の報告を行います。はじめに、2月24日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会委員長、森源五君。

○委員長(森源五君):議長。3番森。

○議長(寺前伊平君):森委員長。

○委員長(森源五君):それでは、2月24日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、山岡委員が欠席でございましたが、御杖村議会委員会条例第12条の規定による定足数に達していたことから、令和8年第1回、3月定例会の運営について協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程について協議を行い、会期を3月4日から16日までの13日間とし、会期中の日程については、3月4日午前10時開会、全員協議会を5日、むらづくり委員会を9日、予算決算委員会を11日、それぞれ午前9時開会、続会議を16日午前10時開会と決定いたしました。また、一般質問については、通告締切を3月4日水曜日の午後5時までとし、質問日は、3月16日の続会日と決定いたしました。次に、開会日における、議事日程および村長より

提出される27議案の取り扱いについて協議を行いました。取り扱いの結果ですが、議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第8号三季館設置条例の制定について、議案第9号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号及び議案第14号の御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、議案第15号御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について、議案第16号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について、以上の8議案については、むらづくり委員会へ、専決処分を含む令和7年度補正予算6件及び令和8年度の当初予算5件の11議案については、予算決算委員会へそれぞれ付託することと決定しました。また、議案第3号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめとする、上部法等の改正に伴う本村条例の制定及び改正8議案については、開会日に即決することと致しました。最後に、次回令和8年第2回、6月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して委員会を閉じました。以上簡単でございますが、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(寺前伊平君):森委員長、ご苦労様でした。

### ◎諸般の報告(例月出納検査)

○議長(寺前伊平君):次に、監査委員より例月出納検査について11月から1月分の検査報告をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

### ◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて

#### (令和7年度御杖村一般会計補正予算(第5号))

#### [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第5号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに1,100万円を追加し、補正後の総額を28億1,779万5千円とするものでございます。内容は、物価高騰対策指定管理者事業継続支援補助金を追加するものでございます。早急に予算措置が必要となったことから、去る12月18日に専決処分をしましたので、承認をお願いするものでございます。よろしくお願ひします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第5号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第6号))  
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第6号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに7,167万4千円を追加し、補正後の総額を28億8,946万9千円とするものでございます。内容は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した地域振興券など追加するものでございます。早急に予算措置が必要となったことから、去る1月13日に専決処分をしましたので、承認をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。
- 議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第5、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第6号も、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎承認第3号専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第7号))  
[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第7号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、一般会計の歳入歳出それぞれに313万円を追加し、補

正後の総額を28億9,259万9千円とするものでございます。内容は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行経費を追加するものでございます。早急に予算措置が必要となったことから、去る1月19日に専決処分をしましたので、承認をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第6、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第7号も、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第1号特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第7、議案第1号、特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、労働安全衛生法第13条に規定されております産業医を選任するため、産業医の報酬の規定を追加するものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第1号、特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第2号村保有基金の運用収益等を有効活用するための 関係条例の整理に関する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第8、議案第2号、村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、村保有基金の運用収益等を有効活用するために、整理条例として基金条例の一部改正を行うものでございます。よろしく申し上げます。
- 議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第2号、村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第3号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第9、議案第3号、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、奈良県の国民健康保険税水準の統一に伴い、新設された子ども子育て支援金分の税率等の設定及び令和7年度税制改正大綱のうち、令和8年4月1日施行の改正を行うものでございます。詳細につきましては、住民生活課長よりご説明を申し上げます。
- 住民生活課長(仲子雄史君):議長。
- 議長(寺前伊平君):仲子住民生活課長。
- 住民生活課長(仲子雄史君):議案第3号御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、主な改正点の説明をさせていただきます。令和8年度から子ども子育て支援金制度が始まり、子ども子育て支援施策にかかる財源の一部に充てるための財源として、医療保険の保険料に合わせて徴収されることとなります。そのため、国民健康保険税におきましても子ども子育て支援金分が新設されることとなります。その税率等につきましては、県内の全市町村が統一された保険税率の運用を行っており、所得割が0.31%、均等割が1,700円、18歳以上均等割が200円となります。また令和7年度税制改正大綱のうち、令和8年4月1日から施行することとして

いる 医療分の賦課限度額を65万円から66万円に改正 後期高齢者支援金の賦課限度額を24万円から26万円に改正するもののほか子ども子育て支援金分の賦課限度額を新たに3万円とするものでございます。また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するもので、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に引き上げる改正でございます。以上、ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と仲子住民生活課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第9、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9、議案第3号、御杖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第4号御杖村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第10、議案第4号、御杖村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、令和7年内閣府令第1号が令和7年4月1日に施行され、本村においても、令和8年度より乳児等通園支援事業を実施するにあたり、運営等の基準を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。詳細については、保健福祉課長よりご説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(寺前伊平君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):本案の詳細について、説明をさせていただきます。本条例案は、2月24日に開催されました全員協議会において、説明をさせていただいているところでございます。目的は、児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準である施設の認可基準を定めるため、条例の制定を行うものであります。内容は、実施施設の認可にあたり、衛生管理、設備および職員配置等について定めるものになります。乳児等通園支援事業、

通称こども誰でも通園制度は、令和6年6月に公布された、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により創設された制度として、令和8年4月より全国の自治体で実施されます。対象者は、保育所等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満で、利用内容は、月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用が可能で、利用料は、こども一人につき、1時間300円となっています。なお、利用料は、所得状況などにより減免があります。事業実施にあたっては、国の定める認可基準、内閣府令に基づく条例制定が必要となり、児童福祉法第34条の16第1項において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、同条第2項では、その条例は、内閣府令で定める基準に従うか、またはこれに参酌して定めるものとされています。条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする合理的な理由はないことから、独自規定に係る部分を除き、国の基準と同内容とすることとします。村独自の基準としては、乳児等通園支援事業者は、御杖村暴力団排除条例、平成23年12月14日条例第15号、第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3項に規定する暴力団員等に該当してはならない。の文言を追加しています。施行期日については、公布の日から施行いたします。説明は以上であります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第10、議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第4号、御杖村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第5号御杖村特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第11、議案第5号、御杖村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、子ども子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長よりご説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(寺前伊平君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):本案の詳細について、説明をさせていただきます。本条例案も、2月24日に開催されました全員協議会において、説明をさせていただいているところでございます。目的は、子ども子育て支援法の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業運営に関する基準である給付費の支払い基準を定めるため、条例の制定を行うものであります。内容は、乳児等通園支援給付費の給付対象施設の確認や利用者の給付認定に関する運営基準について定めるものになります。国の給付の対象となる事業であるため、より詳細な規定や責務を定め、給付費の対象とする事業者の要件を明確化することで、制度の適正な実施と利用者の保護を図ります。乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。本事業の多様な実施主体が特定乳児等通園支援事業として事業を行う場合に、特にその運営に関して遵守すべき基準を定めるものです。この運営に関する基準を満たしていることの確認は、村が、国が定める基準に従い、又は参酌して定める基準により行うこととされており、令和7年10月に国の基準案が示されたことから、本村の基準を条例で定めるものです。条例の制定においては、実情に応じて国と異なる基準とする合理的な理由はないことから、国の基準と同内容とすることとします。なお、この条例における特定とは、自治体が定める基準を満たしているとして、村から確認を受け、公的な給付、乳児等支援給付の対象となる事業であることを意味しています。施行期日については、公布の日から施行いたします。説明は以上であります。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第11、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案第5号、御杖村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第6号御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第12、議案第6号、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に基づき、本条例の一部改正を行うものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長よりご説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(寺前伊平君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):本案は、子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令、及び、児童福祉施設等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正、並びに、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則が公布されたことに伴い、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要性が生じたため提案を行うものです。具体的な改正点は、七点ございます。一点目は、子ども子育て支援法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が困難な場合、小規模保育などを行う保育内容支援連携協力者を確保することで、連携施設を確保しないことができるよう改正するものです。こちらは、第6条で、保育内容支援に係る連携施設について、村長が家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、家庭的保育事業者と小規模保育事業A型若しくは小規模保育B型又は事業所内保育事業を行う者の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、及び、本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることの要件を全て満たすと認めたときには、確保しないことができることという、保育内容支援に係る連携施設の見直しの所要の改正を行うものです。二点目は、子ども子育て支援法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、3歳未満児を受け入れる小規模保育を行う家庭的保育事業者等が、集団保育を体験する機会の提供など保育内容の支援を行う連携施設、保育所、幼稚園又は認定こども園を確保しないことができる経過措置期間を5年延長をするよう改正するものです。こちらは、附則第3条で、連携施設経過措置を5年間延長するため、経過措置の期限を設備運営基準の施行日から15年を経過する日とする所要の改正を行うものです。三点目は、子ども子育て支援法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、満3歳の児童及び満4歳の児童に係る保育士等の配置基準を変更するよう改正するものです。こちらは、第29条、第31条、第44条、第47条で、保育士の配置基準について、3歳以上満4歳に満たない児童、おおむね20人につき1人を、15人につき1人に改正し、満4歳以上の児童、おおむね30人につき1人を、25人に1人に改正を行うものです。四点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、健康管理に係る規定に母子保健法の健康診査を追加するよう改正するものです。こちらは、第17条で、家庭的保育事業者に対する利用前乳幼児への定期健康診断の免除項目に母子保健法の健康診査を加える所要の改正を行うものです。五点目は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が施行されたことに伴い、地域における保育人材確保のため、地域限定で保育士と同様に業務を可能とする国家戦略特別区域法に基づく特例措置としての地域限定保育士制度が一般制度化されることに伴い、保育士に地域限定保育士が含まれるよう改正するものです。こちらは、

第23条、第29条、第31条、第44条、第47条、附則第9条で、地域限定保育士に関する所要の改正を行うものです。六点目は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則が公布されたことに伴い、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどを追加するものです。こちらは、第13条で、児童対象性暴力等の防止を追加の改正を行っています。最後に、七点目は、その他所要の改正を行うものです。第28条、第37条、第42条、第43条、第45条、附則第3条、附則第6条、附則第8条で、その他所要の改正を行っています。以上、ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第12、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願ひます。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、議案第6号、御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第7号御杖村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第13、議案第7号、御杖村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準、平成26年内閣府令第39号の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。詳細につきましては、保健福祉課長よりご説明申し上げます。

○保健福祉課長(川上隆二君):議長。

○議長(寺前伊平君):川上保健福祉課長。

○保健福祉課長(川上隆二君):本案は、子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府

令が公布され、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、御杖村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じたため提案を行うものです。具体的な改正点は、三点ございます。一点目は、子ども子育て支援法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が困難な場合、小規模保育などを行う保育内容支援連携協力者を確保することで、連携施設を確保しないことができるよう改正するものです。こちらは、第37条、第42条で、保育内容支援に係る連携施設について、村長が特定地域型保育事業者による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合であって、特定地域型保育事業者と小規模保育事業A型若しくは小規模保育B型又は事業所内保育事業を行う者の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること、及び、本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることの要件を全て満たすと認めるときには、確保しないことができることとする、保育内容支援に係る連携施設を見直す、所要の改正を行うものです。二点目は、子ども子育て支援法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、代替保育連携協力者の確保が著しく困難な場合、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるよう改正するものです。こちらは、第37条、第42条で、村長は、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、特定地域型保育事業者の確保が著しく困難であると認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができることとする、所要の改正を行うものです。三点目は、その他所要の改正を行うものです。第8条で、その他所要の改正を行っています。以上、ご審議、よろしく願いいたします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と川上保健福祉課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第13、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13、議案第7号、御杖村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第8号 三季館設置条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第14、議案第8号、三季館設置条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、御杖村自然休養村設置条例の廃止を行い、新たに三季館設置条例の制定を行うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(寺前伊平君): ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君): 異議なしと認めます。したがって、日程第14、議案第8号、三季館設置条例の制定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第9号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君): 次に、日程第15、議案第9号、みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(寺前伊平君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、旅行村の利用料金について、物価高騰による仕入れ値等が増加しており、利用料金上限額の引き上げを行う改正を行うものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(寺前伊平君): ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君): 異議なしと認めます。したがって、日程第15、議案第9号、みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第10号御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君): 次に、日程第16、議案第10号、御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、占用料の改正を行うものでございます。詳細につきましては、産業建設課長よりご説明を申し上げます。
- 産業建設課長(中村康幸君):議長。
- 議長(寺前伊平君):中村産業建設課長。
- 産業建設課長(中村康幸君):議案第10号御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について説明をさせていただきます。今回、改正を予定しております道路占用料については道路法第39条において、道路管理者が徴収することができるとされており、その占用料の額は、国道にあつては道路法施行令で、その他の道路については道路管理者である各地方公共団体の条例で定められております。令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料水準の変動等を踏まえ、道路占用料の額を見直す主旨の道路法施行令の一部を改正する政令が令和7年12月26日に公布されました。これにより、道路法施行令に準じて条例で定めております本村の道路占用料を改正するものです。改正する占用料につきましては、別表のとおり占用物件は多種多様であります。本村における主な占用物件であります電柱・電話柱においては概ね20%程度の増額となっております。改正前の道路使用料としての歳入は年間で約80万円でありましたが、改正後の歳入は98万円の見込みとなります。以上今回の改正内容の説明とさせていただきます。尚、本条例の施行日は、道路法施行令の一部改正の施行日と同じく令和8年4月1日からとしております。
- 議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中村産業建設課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第16、議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第16、議案第10号、御杖村道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第11号御杖村火入れに関する条例の一部を改正する 条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第17、議案第11号、御杖村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、林野火災注意報及び警報の創設に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明を致します。

○総務課長(今井智君): 議長。

○議長(寺前伊平君): 今井総務課長。

○総務課長(今井智君): 改正内容について、ご説明いたします。第14条第1項は、火入れを行ってはならない警報の発令に林野火災注意報、林野火災警報を加えております。第14条第2項は、火入れ中の警報発令による速やかな消火について、第1項と同じく林野火災注意報、林野火災警報を加えております。本条例の施行日は、公布の日としております。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(寺前伊平君): ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君): 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君): 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第17、議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君): ありがとうございます。全員の起立により、日程第17、議案第11号、御杖村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第12号御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

○議長(寺前伊平君): 次に、日程第18、議案第12号、御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり即決案件と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 議長。

○議長(寺前伊平君): 伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君): 本案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されることに伴い、本条例の一部の改正を行うものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明を申し上げます。

○総務課長(今井智君): 議長。

○議長(寺前伊平君): 今井総務課長。

○総務課長(今井智君): 改正内容について、ご説明いたします。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が改正されることに伴い、第5条第2項第2号中の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、上限額を14,500円から15,000円に改めます。同条第3項では、扶養親族のある消防団員について、加算額を規定しておりますが、22歳以下の子どもの扶養を433円に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを

1号ずつ繰り上げます。別表の補償基礎額表につきましては、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げの改定を行います。本条例の施行日は、令和8年4月1日としております。以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と今井総務課長より詳細説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第18、議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第18、議案第12号、御杖村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についても、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第13号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第19、議案第13号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、御杖村ケアハウス及びデイサービスセンターについて、現行の指定管理が令和9年3月末に終了し、令和9年4月からの新指定管理者へ移行の準備に期間を要することから、指定管理についてお諮りするものでございます。よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第19、議案第13号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第14号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (みつえ青少年旅行村・三季館・伊勢本街道みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖)

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第20、議案第14号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、現在、村の観光施設等にかかる指定管理を株式会社みつえに委託しておりますが、引き続き指定管理者として指定についてお諮りするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第20、議案第14号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第15号御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

[上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第21、議案第15号、御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、地方自治法第252条の14第1項の規定により、本村へ奈良県フォレスター受け入れに係る規約の制定し同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第21、議案第15号、御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第16号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

### [上程、説明、総括的質疑、むらづくり委員会付託]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第22、議案第16号、御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、御杖村過疎地域持続的発展計画が令和7年度末で計画期間が終了することから令和8年度から令和12年度までの計画に変更するもので、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。
- 議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第22、議案第16号、御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についても、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第17号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について

### [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第23、議案第17号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,622万2千円を減額し補正後の総額を28億637万7千円とするものでございます。主な内容ですが、事業等における請負差等により発生する不用額の減額となっており、収支見込みによる余剰金を基金積立するものでございます。よろしく申し上げます。
- 議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案については、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第23、議案第17号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第18号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)の議定について

### [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第24、議案第18号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、先ず、事業勘定ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万円を追加し補正後の総額を2億4,292万4千円とするものでございます。主な内容は、国民健康保険事業費納付金を増額するものでございます。診療施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出からそれぞれ150万円を減額し、補正後の総額を1億853万7千円とするものです。主な内容は、代診医師報酬を減額するものでございます。よろしくお願ひします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第24、議案第18号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第19号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第4号)の議定について

### [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第25、議案第19号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ424万5千円を減額し、補正後の総額を4億289万7千円とするものものでございます。主な内容は、介護給付費の実績見込みに合わせた減額及び介護給付費準備基金の積立を行うものでございます。よろしくお願ひします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第25、議案第19号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎令和8年度施政方針 [伊藤村長]

○議長(寺前伊平君):次に日程第26、議案第20号から日程第30、議案第24号までは、令和8年度の一般会計予算及び特別会計予算並びに事業会計予算の議案となります。審議に入ります前に、伊藤村長より、新年度に向けての施策方針を伺いたいと思います。伊藤村長よろしくお願ひします。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本日ここに、令和8年度当初予算案をはじめ、諸議案をご審議いただくにあたり、村政に臨む私の所信及び主要施策の概要を申し上げ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。はじめに、村民の皆様の温かいご支援とご協力により、村政をお預かりして早くも10年の歳月が経過しました。この間、村民の安全、快適な暮らしを目指して、様々な施策に取り組んできました。特に、大きな課題の一つでありました地域公共交通の再構築については、村民の多様なニーズに対応したデマンド型公共交通つえみ号によるサービスを開始しました。また、旧小学校の利活用については、民間資本による有効活用に向けて大きく進展いたしました。伊勢本街道整備事業につきましても、貴重な遺跡を後世に引き継ぐため、適正な保存を基本としつつ、有効活用も含めて調査、研究を進めてまいります。さて、我が国を取り巻く情勢は、混迷を極めています。ウクライナや中東における緊迫した国際情勢は、エネルギー価格や原材料の高騰を招き、国民生活のみならず、輸入に依存する国内産業にも大きな負担となっています。このような中、責任ある積極財政を掲げ、第2次高市政権がスタートしました。地方に向けた国の施策にも期待される所です。村としても、政府の動向にしっかりと対応し、本村の施策充実に努めてまいります。令和8年度の予算編成を行うにあたり、その方針についてご説明申し上げます。本村の財政状況は、歳入の8割以上を依存財源に頼る状況ではありますが、人口減少に伴い地方交付税の減額が予想されます。自主財源の確保に取り組むとともに、財源を安易に一般財源に求めず、依存財源のなかでも有利性の高い補助金や交付税措置率の高い起債等を充当できるよう考慮する必要があります。なお、自主財源の確保の一環として、令和7年度より基金の確実かつ効率的な運用に取り組んでおり、毎年3,000万円程の増収が見込まれます。それを原資として、令和8年度から、し尿運搬手数料の減免を行うなど様々な生活支援の充実に努めます。引き続き、村民のニーズに合った有効な施策を展開することにより、すべての村民が快適で幸せに暮らすことができる安心、快適な御杖村を目指して、必要な投資と適正な債務管理を両立させた財政運営を行い、中長期的な視点に立って様々な政策を総合的に進めてまいります。それでは、令和8年度の予算概要についてご説明申し上げます。令和8年度一般会計の予算規模は、26億5,300

万円、令和7年度当初予算に対して、1.4%、3,800万円の減額となりました。一般会計、特別会計、企業会計を合わせ、会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、33億6,161万2千円で、令和7年度当初予算と比較して、2.0%、6,966万5千円の減額となりました。以下、新年度予算案の概要につきまして、長期総合計画における基本目標に沿ってご説明申し上げます。地域資源を活かした産業の振興についてであります。農業従事者の高齢化が進行するなか、耕作放棄地の増加対策や担い手の確保が、極めて重要な課題となっています。こうしたことから、村単独の戸別所得補償や担い手加算交付金、地域おこし協力隊制度を活用した担い手対策を引き続き行います。また、新たに、高品質な農産物の安定生産ができるよう高温対策支援や有機農業支援に取り組んでまいります。林業をめぐる環境は、林業後継者の減少や世代交代で山への関心が薄れた森林所有者が増加するなどにより施業放置林が多くなっています。山林は、水源の涵養や災害の抑制、景観や環境の保全のためにも重要です。施業放置林の適正な管理に努め、間伐材搬出の促進を図り、地域おこし協力隊制度を活用した担い手対策、環境保全型森林整備、森林地番図作成を引き続き進めるとともに、新たに奈良県フォレスターの受け入れを行い、林業の専門人材として、林業の振興に取り組んでまいります。観光交流促進関連のイベント事業では、引き続き地域資源を活用したイベントを開催し、本村の魅力をPRするとともに、村内をはじめとした近隣事業者との交流、地域内消費の活性化を図り、関係交流人口の拡大に努めます。また、みつえ温泉の施設改修、設備更新やみつえ青少年旅行村のリニューアル事業など主要な観光施設の改修を行い、観光やレジャーで訪れる方々の満足度向上に取り組んでまいります。なお、7月に多くの観光客で賑わう半夏生園については、村の観光資源として適切な維持管理を行ってまいります。地域ぐるみの学び、育ちの推進についてであります。子育てにかかる支援策については、保育料や給食費の無償化、医療費助成、修学旅行費用助成、制服購入代助成などの助成事業のほか、昨年度からは安全対策として一時預かり管理アプリを導入するなど、施策の充実と利用しやすいサービスを展開してきました。今年度は新たに、保育園児の体操服購入助成や乳幼児消耗品購入助成を行い、更なる子育て支援の充実を図ります。本村の貴重な歴史、文化遺産を後世へ継承するため、国の史跡指定を受けた伊勢本街道については、昨年度に引き続き、保存活用計画の策定に取り組めます。村民が、幸せで快適に暮らすためには、健康の維持、増進は、最も重要なことと考えます。検診方法や予防接種の拡充に取り組み、村民の健康維持に努めてまいります。本村の高齢者支援、地域福祉の拠点となるケアハウス施設については、適切な維持管理を行い、快適に施設を利用できるように取り組みます。また、高齢者の方が住み慣れた地域の中で安心して生き生きと暮らせるように、引き続き様々な交流の場を設けるとともに、要介護者の外出支援に取り組んでいきます。安全で快適な暮らしの保障についてであります。安心、安全で快適な道路環境維持のため、舗装補修、道路の法面对策及び橋梁の長寿命化補修事業を進めます。簡易水道の整備については、年次計画的に配水管路布設替えを行ってまいります。地球温暖化対策として、本村においても令和6年度に策定した計画に基づき、小水力発電導入における事業性評価や省エネ生活への推進に伴う助成事業を行います。また、今年度は、開発センター、保健センター、保育所においてLED改修を行うとともに、他の公共施設についても次年度以降、計画的に進めてまいります。人口減少を抑制し、活力ある地域を維持していくため、本村に移住者を呼び込む移住定住環境の整備は重要です。移住促進フェアや関係人口創出フェアの開催、参加に積極的に取り組むとともに、空き家バンク制度による情報提供や空き家改修補助など移住者への住まいの確保に向けた支援を引き続き進めます。また、昨年12月より村営デマンド交通「つえみ号」の運行を

開始しました。ひとりひとりの移動ニーズにきめ細やかに対応した利便性の高い交通体系を目指し、利用者の声をお伺いしながら、更なる充実に努めてまいります。防災対策の充実として、新たに各家庭における感震ブレーカーの設置に対する助成を行い、地震災害に対する備えの強化を図ります。また、地域防犯の推進として、各家庭の防犯カメラの設置を推進し、関係機関と連携しながら、安心、安全なむらづくりを進めてまいります。広報、広聴の拡充として、新しくラインアプリを活用した情報提供システムを構築し、行政情報の迅速かつ確実な提供に取り組みます。旧小学校の利活用については、公募型プロポーザル方式により優先交渉者が決定しました。8年度中の利用開始に向け、基本協定の締結を進めてまいります。以上、令和8年度に向けた私の施政方針と予算案の概要について申し上げます。地域とともに課題解決に取り組みながら、安心、快適なむらづくりを進めてまいりたいと思いますので、議会をはじめ村民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(寺前伊平君):ありがとうございました。

## ◎議案第20号令和8年度御杖村一般会計予算の議定について

### [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):それでは、日程第26、議案第20号、令和8年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ26億5,300万円とするものでございます。前年度と比べ、3,800万円、1.4%の減額となっております。概要につきましては、副村長よりご説明申し上げます。

○議長(寺前伊平君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):議長。

○議長(寺前伊平君):中嶋副村長。

○副村長(中嶋英樹君):令和8年度御杖村一般会計予算の概要について、ご説明申し上げます。村長の施政方針に続きまして、説明要旨及び説明資料の6ページをご覧ください。こちらの表は、本村の令和8年度全会計の予算案総括表となっております。区分、一般会計の欄をご覧ください。予算額26億5,300万円で、前年度に比べ3,800百万円、1.4%の減額となります。7ページをご覧ください。この表につきましては、一般会計の歳入を款の区分で記載しているものです。款の区分で金額の大きいもの、すなわち構成比率が高いものについて、令和8年度予算額、構成比、7年度との比較と主な内容について申し上げます。まず、10の地方交付税、13億500万円、構成比50.9%です。令和7年度と比べまして、8,200万円、5.7%の減と見込んでいます。令和7年度に行われました国勢調査の結果を反映して試算したもので、その人口減少が交付税減額の大きな要因となっております。次に、21の村債、3億6,490万円、構成比13.8%、昨年度と比べ7,380万円、25.4%の増となります。大きな要因としては、防災情報提供システム放送設備の改修や、Jアラート受信機更新の財源とするものでございます。次に、14の国庫支出金、2億7,845万2千円、構成比10.5%、1億2,861万1千円、31.6%の減となっております。主な減額は、令和7

年度に行った自治体情報システムの標準化に係る補助金が減額となっております。次に、18の繰入金、2億3,358万3千円、構成比8.8%、1億300万8千円、78.9%の増となります。交付税の減額等に伴う歳入不足を補うため、財政調整基金の繰入を増額しております。次に、1の村税、1億627万9千円、構成比4.0%、42万9千円の増となります。村民税や軽自動車税は減収を見込んでいますが、固定資産税につきましては、償却資産の新規取得等により増収としております。次に、15の県支出金、9,231万1千円、構成比3.5%、3,000万7千円、24.5%の減額でございます。主な減額要因といたしましては、地籍調査事業費負担金が国の令和7年度補正予算で措置されましたことや、昨年7月に行われた参議院議員選挙委託金などとなっております。次に、2の地方譲与税、7,149万3千円、構成比2.7%、285万6千円、4.2%の増となっております。この内、森林環境譲与税は3,819万5千円を見込んでおります。なお、この森林環境譲与税は交付される全額を森林整備等に関する事業に充てることとされておりまして、充当した事業については、この資料の29頁、森林環境譲与税を財源とした事業の方に記載しておりますので、後ほどご確認いただけたらと思います。次に、7の地方消費税交付金、3,876万9千円、構成比1.5%、499万6千円、14.8%の増としています。国の試算による伸び率を反映させた額としているものです。交付金の内、社会保障財源分については、市町村の社会保障施策に充当することとされていることから、その充当事業をこの資料の28頁に記載しております。また、後ほどご覧いただけたらと思います。最後に、16財産収入、3,607万1千円、構成比1.4%、2,656万3千円、279.4%の増としています。令和7年度より基金の運用に積極的に取り組んでいることから、各基金利子の増額を見込むものです。なお、この運用益を活用致しまして、村民の生活支援や、防犯防災のむらづくりを推進したく、展開する事業として、この資料最後30頁に記載しております。また、ご覧いただけたらと思います。以上の9つの合計で、構成比97.1%となり、本村の歳入をほぼ占めていることとなっております。なお、この表の右端に説明番号を付けております。この番号に応じて、8ページから10ページで増減の内容を詳しく記載しておりますので、後ほどご覧いただけたらと思います。次に、歳出について説明させていただきます。15ページへ飛んでいただきまして、予算書の区分である款の区分によりご説明申し上げます。構成比の大きい主なものの令和8年度予算額、構成比、前年度との比較について読み上げをさせていただきます。まず、2総務費ですが、6億526万6千円、構成比22.8%、1億2,506万3千円、17.1%の減となっております。減額の要因としましては、昨年実施した基幹システム標準化関連事業や庁舎改良工事、国の補正予算措置となった地籍調査等になります。3民生費は、5億1,525万6千円、構成比19.4%、2,694万8千円、5.5%の増です。増額の主な理由は、保健センターLED化改修事業を計上しているものでございます。4衛生費は、1億5,954万2千円、構成比6.0%、1,632万円、11.4%の増です。主な増額は、東宇陀環境衛生組合負担金や予防接種事業などがあげられます。6農林水産業費は、1億6,495万4千円、構成比6.2%、3,296万7千円、25.0%の増となっております。森林地番図作成業務や美しい森林づくり基盤整備事業の増額に加えて、新たにフォレスター受入事業や農産物高温対策支援事業の取り組みを行うため増額となっております。7商工費は、2億1,472万9千円、構成比8.1%、921万円、4.1%の減です。株式会社みつえ補助金や半夏生園管理事業が増額になった一方、三季館改修や青少年旅行村リニューアル事業が減額となっております。8土木費は、2億8,943万3千円、構成比10.9%、4,503万円、13.5%の減です。道路新設改良事業及び災害防除事業が減額となっております。9消防費は、1億6,936万4千円、構成比6.4%、6,361万5千円、60.2%の増です。大きく増額となったのは、防災情報提供システム放送設備

改修や屯所の耐震診断業務委託などを行うものでございます。10教育費は1億7,043万8千円、構成比6.5%、291万6千円、1.7%の減です。小学校複式学級解消事業が増額になった一方、昨年度実施した神末中央集落センター駐車場舗装事業や学校内端末整備事業等が減額となっております。11公債費は、3億1,648万3千円、構成比11.9%、434万7千円、1.4%の増です。近年の起債借入額の増加に伴い、返済額も増となっております。款別の歳出で主なものの説明は、以上となりますが、この表の右端に、説明番号を記載しております。その番号に対応して、16ページから18ページにそれぞれの増減内訳を詳しく記載しております。また、歳出につきましては、11ページから14ページで、性質別にも分類し、その増減内訳も記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。この資料19ページからの一般会計予算案の主な施策につきましては、全員協議会において担当課長よりご説明申し上げます。以上、令和8年度一般会計予算案の概要について説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○議長(寺前伊平君):ただ今、伊藤村長より提案理由の説明と中嶋副村長より概要説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第26、議案第20号、令和8年度御杖村一般会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第21号令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算 の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第27、議案第21号、令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、事業勘定は、歳入歳出それぞれ2億884万8千円とするものでございます。前年度と比べ、3,171万4千円、13.2%の減額となっております。診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ1億640万円とするものでございます。前年度と比べ、280万円、2.6%の減額となっております。よろしくお願い致します。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第27、議案第21号、令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第22号令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について

#### [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第28、議案第22号、令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,891万4千円とするものでございます。前年度と比べ、321万7千円、0.9%の減額となっております。よろしくお願ひします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第28、議案第22号、令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

### ◎議案第23号令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

#### [上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第29、議案第23号、令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):本案につきましては、歳入歳出それぞれ5,822万円とするものでございます。前年度と比べ、244万4千円、4.4%の増額となっております。よろしくお願ひします。

○議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第29、議案第23号、令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第24号令和8年度御杖村簡易水道事業会計 予算の議定について

[上程、説明、総括的質疑、予算決算委員会付託]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第30、議案第24号、令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):本案につきましては、収益的収入額は6,880万円、収益的支出額を6,474万6千円、資本的収入額を5,915万9千円、資本的支出額を7,752万3千円と予定するものでございます。よろしくお願いいたします。
- 議長(寺前伊平君):ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで総括的質疑を終わります。本案についても、議会運営委員会委員長の報告のとおり、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、日程第30、議案第24号、令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についても、予算決算委員会に付託することに決定しました。

## ◎散会の宣言

- 議長(寺前伊平君):以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は3月16日月曜日、午前10時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。長時間にわたりお疲れ様でした。

(午前11時47分散会)



(令和8年3月16日)

## 令和8年第1回(3月)御杖村議会定例会(第2号)

令和8年3月16日(月)

開議 午前10時00分

### ◎議事日程〔審議結果〕

- |       |        |  |   |
|-------|--------|--|---|
| 日程第1  | 諸般の報告  | ・宇陀衛生一部事務組合議会<br>・奈良県広域消防組合議会<br>・東宇陀環境衛生組合議会<br>・曾爾御杖行政一部事務組合議会             | 2月17日定例会<br>2月25日定例会<br>2月27日定例会<br>3月2日定例会 |
| 日程第2  | 一般質問   |  |   |
| 日程第3  | 承認第1号  | 〔原案承認〕<br>専決処分の承認を求めることについて<br>(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第5号))                       |   |
| 日程第4  | 承認第2号  | 〔原案承認〕<br>専決処分の承認を求めることについて<br>(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第6号))                       |   |
| 日程第5  | 承認第3号  | 〔原案承認〕<br>専決処分の承認を求めることについて<br>(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第7号))                       |   |
| 日程第6  | 議案第1号  | 〔原案可決〕<br>特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の<br>制定について                       |   |
| 日程第7  | 議案第2号  | 〔原案可決〕<br>村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する<br>条例の制定について                      |   |
| 日程第8  | 議案第8号  | 〔原案可決〕<br>三季館設置条例の制定について   |   |
| 日程第9  | 議案第9号  | 〔原案可決〕<br>みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について                                     |   |
| 日程第10 | 議案第13号 | 〔原案可決〕<br>御杖村の公の施設の指定管理者の指定について<br>(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)                  |   |
| 日程第11 | 議案第14号 | 〔原案可決〕<br>御杖村の公の施設の指定管理者の指定について<br>(みつえ青少年旅行村・三季館・伊勢本街道みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖) |   |
| 日程第12 | 議案第15号 | 〔原案可決〕<br>御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について                               |   |
| 日程第13 | 議案第16号 | 〔原案可決〕<br>御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について  |   |
| 日程第14 | 議案第17号 | 〔原案可決〕<br>令和7年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について                                       |   |
| 日程第15 | 議案第18号 | 〔原案可決〕<br>令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について                                 |   |
| 日程第16 | 議案第19号 | 〔原案可決〕<br>令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号)の議定について                                   |   |
| 日程第17 | 議案第20号 | 〔原案可決〕<br>令和8年度御杖村一般会計予算の議定について  |   |
| 日程第18 | 議案第21号 | 〔原案可決〕<br>令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について  |   |

- 日程第19 議案第22号 [原案可決]  
令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について
- 日程第20 議案第23号 [原案可決]  
令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について
- 日程第21 議案第24号 [原案可決]  
令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について
- 日程第22 発委第1号 [原案決定]  
閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)
- 日程第23 発委第2号 [原案決定]  
閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(7名)

議長 寺前伊平君	副議長 山岡隆良君
1番 影山英章君	2番 小田静男君
3番 森源五君	4番 福田麻衣子君
7番 盛岡英成君	

◎欠席議員(0名)

◎会議録署名議員

3番 森源五君 4番 福田麻衣子君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村長	伊藤収宜君
副村長	中嶋英樹君
教育長	鈴木泰弘君
総務課長	今井智君
むらづくり振興課長	片岡保昌君
産業建設課長	中村康幸君
住民生活課長	仲子雄史君
政策推進課長	古谷匡敏君
保健福祉課長	川上隆二君
会計管理者	松本慶一君
教育委員会事務局次長	古谷依子君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長 森本成則君

閉会 午前11時21分

## ◎[発言記録]

(午前10時00分開議)

### ◎開会及び開議の宣言

○議長(寺前伊平君):皆さん、おはようございます。本日の令和8年第1回御杖村議会定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第2号のとおりと致します。

### ◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)

○議長(寺前伊平君):日程第1、諸般の報告を行います。最初に、2月17日に開催されました宇陀衛生一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、4番福田麻衣子君よりしくをお願いします。

○4番(福田麻衣子君):はい、議長。、4番、福田。

○議長(寺前伊平君):福田麻衣子君。

○4番(福田麻衣子君):それでは、宇陀衛生一部事務組合議会の報告をさせていただきます。去る2月17日火曜日午後3時から、令和8年宇陀衛生一部事務組合議会第1回定例会が、宇陀市役所菟田野地域事務所大会議室で開催されました。出席した組合議会議員は13名で、御杖村からは、寺前議員とわたくし福田が出席いたしました。管理者である宇陀市金剛市長の招集あいさつの後、曾爾村の細谷村長より就任の挨拶がありました。議事日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われました。会期については、議事終了までと決定し、専決を含む条例の改正3件、補正 予算1件、当初予算1件と同意1件の以上、6案件が提出され審議に入りました。概要につきましては、承認第1号宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分されたものです。議案第1号 宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、国の給与改定に伴うものです。議案第2号宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例については、地方公務員法に基づくものです。議案第3号令和7年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、54万2千円を減額し、歳入歳出それぞれ9,473万4千円とするものです。議案第4号令和8年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額それぞれ1億722万1千円と定めるものです。同意第1号宇陀衛生一部事務組合監査委員の選任同意については、昨年を引き続き、宇陀市の中西玲子氏が選任され、全会一致で同意されました。提案されました承認1件、議案4件、同意1件は、すべて承認・可決され、午後4時10分に閉会しました。以上、簡単ではありますが、宇陀衛生一部事務組合の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):福田議員、ご苦勞様でした。

## ◎諸般の報告(奈良県広域消防組合議会)

- 議長(寺前伊平君):次に、2月25日に開催されました奈良県広域消防組合議会定例会の報告ですが、議事の進行上、報告書の写しを配布させていただいておりますので、写しをもって報告に変えさせていただきます。

## ◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)

- 議長(寺前伊平君):次に、2月27日に開催されました、東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、1番影山英章君よろしく申し上げます。
- 1番(影山英章君):はい、議長、1番、影山。
- 議長(寺前伊平君):影山英章君。
- 1番(影山英章君):それでは、令和8年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る、2月27日午前9時30分より、令和8年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市からは組合議長として松浦利久子議員、組合議員として、中川ゆり子議員、森田明子議員、勝井太郎議員が出席いたしました。曾爾村からは組合議員として岡本久光議員、大向實議員、松本喬議員が出席いたしました。本村からは組合副議長として山岡議員、組合議員として、森議員と私影山が出席いたしました。組合議会定例会については、全議員出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、細谷管理者の挨拶後議事に入りました。付議された案件は、承認第1号専決処分した事件の承認について、東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第1号令和7年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第2号について、議案第2号公用車、塵芥車売買契約の変更契約の締結について、議案第3号東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第4号東宇陀環境衛生組合財政調整基金条例の一部を改正する条例について、議案第5号令和8年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出予算について、追加案件として、議案第6号東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について以上7件が提案されました。承認第1号専決処分した事件の承認について、令和7年12月23日にて専決処分された東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について承認されました。議案第1号令和7年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第2号について、衛生費清掃費において3,453万7千円を繰越明許費とすることで、可決されました。議案第2号公用車、塵芥車売買契約の変更契約の締結について、納期限を令和8年3月31日から令和8年9月30日に変更する変更契約の締結が可決されました。議案第3号東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、可決されました。議案第4号東宇陀環境衛生組合財政調整基金条例の一部を改正する条例について、可決されました。議案第5号令和8年度一般会計予算について、歳入歳出それぞれ4億1,999万6千円とすることで可決されました。質問においては、山岡議員より、歳入における基金総額と歳出における生活環境影響調査業務委託料が11月の全員協議会時の説明よりも金額が高騰した理由及び構成市村の経費率についての説明を求め、事務局長より詳細な説明をいただきました。また、宇陀市の中川ゆり子議員より、令和7年度予算より増額となった要因と、工事請負費に

おける請負方法、並びに、生活環境影響調査業務委託料における入札の実施について説明を求め、同じく事務局長より詳細な説明をいただきました。議案第6号東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について、可決されました。以上のとおり提出された7件すべてが原案どおり全会一致により可決され、午前10時30分に閉会いたしました。簡単ではありますが、東宇陀環境衛生組合議会令和8年第1回定例会の報告させていただきます。

○議長(寺前伊平君):影山議員、ご苦労様でした。

## ◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)

○議長(寺前伊平君):次に、3月2日に開催されました曾爾御杖行政 一部事務組合議会定例会の報告を求めます。派遣議員を代表して、2番小田静男君よろしくお願ひします。

○2番(小田静男君):はい、議長、2番、小田。

○議長(寺前伊平君):小田静男君。

○2番(小田静男君):曾爾御杖行政一部事務組合議会令和8年第1回3月定例会報告書。それでは去る、3月2日午後3時より御杖村議会委員会室において開催されました、曾爾御杖行政一部事務組合議会令和8年第1回3月定例会の報告をさせていただきます。曾爾村からは、組合議長として大向議員、組合議員として佐治議員、東口議員が出席し、御杖村からは組合議員として盛岡議員、福田議員と私小田が出席致しました。開会に先立ち、先の曾爾村村長選挙において当選され2月2日付で就任されました細谷忠弘村長より挨拶がなされ、議会成立宣言のあと、会議録署名議員に、曾爾村の東口議員、御杖村の福田議員が指名され、会期を1日間と決定し、審議に入りました。付議された案件は、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告により国家公務員一般職の給与が改正されたことに伴い、構成団体同様、本組合についても、給料表及び期末手当率変更並びに地域手当など改正行うものです。議第1号案令和7年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算補正第2号の議定 については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ18万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 5, 221万2千円とするものです。内容は、歳入において学校給食対象者の減と保育所給食対象者の増加との相殺による増額となり、歳出では、歳入の増額分を給食の原材料購入費に充当するものです。議第2号案令和8年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算の議定については、歳入歳出総額が4, 509万7千円で、前年度当初予算と比較して、581万2千円の減額予算となっています。業務別では、ふきあげ斎場の管理運営業務が、374万7千円で285万6千円の減、給食の管理運営業務が、4,034万円で296万8千円の減額となっております。同意第1号曾爾御杖行政一部事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、本村土屋原の片桐章行氏に本組合の監査委員をお願いするものです。以上、4議案が上程され管理者である本村伊藤村長よりそれぞれの提案理由についての説明がなされたあと、暫時休憩となり、その後全員協議会が開催され、提出された同意第1号以外の3議案について坂井事務局長より詳細な説明をいただき全員協議会は閉会いたしました。休憩前に引き続き議会が再開され、上程4議案について、それぞれ質疑・討論を行い採決の結果、原案どおり全会一致で可決及び同意され、午後3時32分に閉会致しました。以上、曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):小田議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

## ◎一般質問

### 盛岡議員「高齢者医療の課題と見守りについて」

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第2、一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。  
初に、7番、盛岡英成君の一般質問、高齢者医療の課題と見守りについてを許可します。
- 7番(盛岡英成君):議長。はい、7番、盛岡。
- 議長(寺前伊平君):盛岡英成君。
- 7番(盛岡英成君):議長の許可をいただきましたので、通告に基づき質問を行います。高齢者医療の課題と見守りについて伺います。先般、本村国民健康保険運営協議会が開催されました。村側からは村長、住民生活課長、福祉課長が出席され、わたくしは条例に定める、公益を代表するものとして出席をしておりました。会議の終わりに、ある委員から、高齢の方の中には医療機関から処方された薬の服薬管理ができていない方がおられるという意見が出されました。高齢化率が60%に届き、見守る家族と離れて、ひとり又はふたりで暮らす高齢家庭の割合が増える中、こういった現状があるということを知り、医療現場だけでは対応には限界があると認識致しました。そして、この現状に対して実態を把握し、もし既存の制度の範囲で対応できないのであれば、新たな対応策の構築が早急に必要であると考えます。そこで、次の点について、まず伺います。この委員の方からの意見を受けて、村では現状をどう認識され、どういう対応をされたのか、されたのであるならばその内容についてお尋ねを致します。この後は、自席にてやり取りさせていただきます。
- 議長(寺前伊平君):答弁を求めます。伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):議長。
- 議長(寺前伊平君):伊藤村長。
- 村長(伊藤収宜君):盛岡議員のご質問にお答えを致します。認知機能の低下に伴う、高齢者の服薬管理は大きな課題となっており、特に、支援ができる同居家族のいない高齢者のひとり暮らしや、高齢者のみの世帯への支援が求められております。このような背景のもと、保健福祉課と、診療所、社会福祉協議会、地域包括支援センターで、令和5年度に話し合いを開始しました。令和6年度より、服薬支援に関する本格的な取り組みを開始したところでございます。具体的には、在宅で要介護、要支援サービスを利用されている方は、必ず、社会福祉協議会もしくは地域包括支援センターで、それぞれ、ケアマネージャーとして関わり、ケアプランの作成を行っておりますので、その情報から、現状把握を行っております。令和6年4月19日時点で、認知機能の低下が見られる方、39名をリスト化し、その中でも、状態に応じて、要観察、軽度支援、重度支援の3つの区分に分け、それぞれ、必要な対応を実施したところでございます。現在、認知機能の低下による服薬支援者リストには18名の方が上がっておりますが、うち、それぞれの行政支援の状況は、重複を含み、介護保険制度等による訪問看護は4名、ホームヘルプサービスによる服薬介助は4名、居宅療養管理指導は9名です。他、2名の方については、家族支援による対応となっております。診療所の窓口では、お薬をお渡しする際、必ず、用法、用量等の説明をさせていただいております。また、投薬期間を過ぎての受診の場合、お薬の飲み忘れの可能性もあるので、本人や家族への聞き取りを行い、必要に応じて、社会福祉協議会や地域包括支援センターへ繋げております。なお、服薬管理が適正にできていないと思われる方については、受診の際、残薬を持参していただくよう指導をしております。引き続き、保健福祉課、診療所、社会福祉協議会、地域包括支援センターの普段の業務の中から行う、なお行政側からの積極的なアプローチと、村民、もしく

は高齢者やその家族からの相談に対しては、住民に寄り添った対応を実施していきたいと思っております。今後も、地域の高齢者が安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら、さらなる支援体制の強化に努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○7番(盛岡英成君):はい、議長。7番、盛岡。

○議長(寺前伊平君):盛岡英成君。

○7番(盛岡英成君):ありがとうございました。様々な介護現場、そしてまた医療現場、そして村含めて対応を取っていただいているということで、安心をしたいというように思います。中々、私も経験があるんですけども、せっかく一包化をしていただいても一日に3回分を全部飲んでしまうと。夕方になったらふらふらになったりということで。そういったことがあると、医療のために服薬しているのに、逆にそれが体にとって重要な害を及ぼしてしまうといった方も、中には数名おられるのではないかなと思っております。先程、2名が家族支援、訪問4名、ヘルパー4名ということで、計10名が何らかの支援をしていただいているという認識で、これいいと思うんですけども、事故がなかったらそれでいい訳ですけども、中々難しいところもあろうかと思いますが、今後行政も福祉現場も一体となって見守って行っていただきたいなと思っております。村民が健やかで心豊かに暮らすためには、診療所の存在というものが欠かせないものであろうと、福祉の現場も益々こういった問題に取り組んでいってもらわなければならないと思っております。また、特に診療所ですね、薬を出していただける診療所につきましては、医療を受ける方々の明日の笑顔のためにも存在すると思っております。中々出来ない部分もあろうかと思っております。介護や介護予防の制度の中で対応しきれていない、これは法的なこと、人的なこと含めてですけども、中々出来ていないことがもしあるのならば、また新たな施策を見いだして行く必要があるのではないかと考えております。現在、村と協定を結んでおられる民間企業、法的機関になるんですかね、そういったところと行政とともに、新たな見守りネットワーク的な構築も必要ではないのかなと考えています。それと見守りカメラということの設置も必要になってくるのではないかなと思っております。この2点、私の提案に対して、前向きな答弁をいただけたら私の質問を終わらせていただきます。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議員おっしゃられますように、制度の中でいろいろ出来ることはやっておりますけれども、制度外で村民の方が受けられないものがあるとするならば、これは考えていかなければならないと思っております。言われますように人的な確保という中では厳しいところはございますけれども、見守りカメラ等含めながら、村民の方が安心して暮らせるという村づくりに、これは私の方もいつも話をさせていただいておりますので、出来る部分については考えて行く必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○7番(盛岡英成君):議長。

○議長(寺前伊平君):盛岡議員。

○7番(盛岡英成君):ありがとうございます。早急に取り組んで行っていただきたいなと思っております。予算の必要な部分については、予算計上していくことになるんですけども、予算が足りない、掛からない部分があると思うんです。それについては、早急に取り組んで行っていただきたいと思っております。ほとんどの方が高齢になって行く中で、やはり現在村に住んでいる方を大切にしておく、そういう政治を是非ともお願ひを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## ◎一般質問

### 影山議員「高齢者医療の課題と見守りについて」

○議長(寺前伊平君):次に、1番・影山英章君の一般質問、令和8年度における重要施策についてを許可いたします。

○1番(影山英章君):議長。1番、影山。

○議長(寺前伊平君):影山英章君。

○1番(影山英章君):それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。伊藤村長は就任依頼これまでの10年間に様々な課題に取り組み、有効な施策をされてきたかと思いますが、日本全土で未だ止まらない物価高騰、少子高齢化、本村ではそれに加え急速な人口減少、担い手不足などの問題を抱える中、村民の方々は不安な日々を過ごされています。開会日に村長より令和8年度の施政方針を説明いただき、その方針内容ではこれまでと同様に、創造、育成、環境の三つの杖に対して、ニーズに合った有効な施策を展開する旨の言葉を掲げられ、各分野ごとに対策を挙げられていますが、その中でも村長が最も重点的に取り組まれる施策があればお聞かせください。この後は、自席にてやり取りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(寺前伊平君):答弁を求めます。伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):影山議員ご質問にあります令和8年度における重点施策について、お答えしたいと思います。今定例会におきまして、令和8年度の主要施策を提案しましたが、各分野の施策はいずれも重要であると認識しております。その中でも、特に住民の生活支援が重要と考え、基金の運用収益等を有効活用するための基金条例の整理に関する条例を上程しております。昨年9月の定例会でご報告させていただきました本村の基金残高は、一般会計及び特別会計を合わせ、令和6年度末時点におきまして、約44億円となっています。特に財政調整基金及び減債基金につきましては、標準財政規模あたりの両基金の合計残高は、奈良県内の1位となっています。平成23年から各基金の一部金額については債券による運用を行っていましたが、令和7年度から積極的な基金の債権運用を行うことで、毎年3,000万円の利息収入を得られる見込みとなりました。こうして毎年得られます基金の利息収入は、各基金に積み上げるのではなく、広く住民の皆さんに還元するため、し尿処理運搬手数料の減免をはじめとする住民の生活支援事業に充当し、安心、快適な御杖村を目指して、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

○1番(影山英章君):議長。

○議長(寺前伊平君):影山議員。

○1番(影山英章君):詳しい答弁ありがとうございます。基金の運用収益を有効活用されとのことですが、し尿運搬手数料の減免以外にどのような住民の方に向けての生活支援をされるのか詳しくお聞かせください。

○村長(伊藤収宜君):議長。

○議長(寺前伊平君):伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君):し尿運搬手数料の減免以外の住民生活支援につきまして、各分野ごとにご説明をさせていただきたいと思います。まず、地域の防犯対策推進としまして、特殊詐欺等防止対策機器や防犯カメラ設置の購入支援を行いたいと思います。福祉施策としまして、介護タクシー利

用支援を行います。育児や子育て支援としまして、乳幼児消耗品をはじめ、保育園児、小中学生の制服等の支援や修学旅行の支援を行います。脱炭素の推進としまして、宅配車両から排出される二酸化炭素の削減のための宅配ボックス設置支援、省エネ性能に優れた家電の購入支援や次世代自動車の購入の支援を行います。最後に、消防、防災対策の推進としまして、感震ブレーカーの設置や消火器購入及び廃棄の支援、自主防災組織の活動支援を行います。いずれの生活支援策についても、単年ではなく長期的に実施していくことを考えているところです。

○1番(影山英章君):議長。

○議長(寺前伊平君):影山議員。

○1番(影山英章君):答弁ありがとうございました。課題は多岐に渡りますが、高齢者層はもちろん若年層にも、その時のニーズ合った住民の方々への生活支援を考えていただいて、将来のことを見据えて引き続き生活支援をお願いしまして、私の一般質問を以上とさせていただきます。

◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第5号))、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第6号)) 承認第3号専決処分の承認を求めることについて(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第7号))

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第3、承認1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第5号、日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第6号、日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第7号の3議案につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思います、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第3、承認第1号、日程第4、承認第2号、日程第5、承認第3号の3議案について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会福田委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。予算決算委員会委員長、福田麻衣子君。

○4番(福田麻衣子君):議長、4番、福田。

○議長(山岡隆良君):福田委員長。

○4番(福田麻衣子君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第1号から承認第3号の専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算につきまして、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る3月4日の本会議におきまして、令和7年度一般会計及び各特別会計における専決処分を含む補正予算6件、令和8年度一般会計及び各特別会計における当初予算5件の合計11件の案件が付託されたことにより、3月11日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、承認第1号から承認第3号の専決処分された令和7年度御杖村一般会計補

正予算について、それぞれ3月5日開催の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきました。特に、承認第1号で専決処分がなされた令和7年度御杖村一般会計補正予算第5号の株式会社みつえへの物価高騰対策指定管理者事業継続支援補助金につきましては、多くの質問に加え、予算においては一定の理解はできるものの手続きにおいて疑義が残ることから、伊藤村長に、今後においては、特別と認められる事情がない限り臨時議会を招集し、議決を求めるとともに、株式会社みつえの四半期ごとの経営状況や事業の進捗状況などの報告を議会へ求め、了承を得たうえで、承認すべきものと決定いたしました。詳しい内容につきましては、全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、承認第1号から承認第3号で専決処分されました令和7年度御杖村一般会計補正予算、3件につきましては、全員の賛成により承認すべきものと決定いたしました。以上、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):福田委員長、ありがとうございます。これより、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

### ◎承認第1号専決処分の承認を求めることについて (令和7年度御杖村一般会計補正予算(第5号))

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):最初に、日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第5号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、承認です。日程第3、承認第1号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第5号は、予算決算委員会委員長の報告のとおり承認されました。

### ◎承認第2号専決処分の承認を求めることについて (令和7年度御杖村一般会計補正予算(第6号))

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第6号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、承認です。日程第4、承認第2号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第6号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり承認されました。

◎承認第3号専決処分の承認を求めることについて

(令和7年度御杖村一般会計補正予算(第7号))

[討論、採決]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第7号を議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、承認です。日程第5、承認第3号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、令和7年度御杖村一般会計補正予算第7号も、予算決算委員会委員長の報告のとおり承認されました。

◎議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第8号三季館設置条例の制定について、議案第9号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について(御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)、議案第14号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について(みつえ青少年旅行村・三季館・伊勢本街道みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖)、議案第15号御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について、議案第16号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

- 議長(寺前伊平君):次に、日程第6、議案第1号、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第2号、村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第8、議案第8号、三季館設置条例の制定について、日程第9、議案第9号、みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第13号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、日程第11、議案第14号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、日程第12、議案第15号、御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について、日程第13、議案第16号、御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についての8議

案につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第6、議案第1号、日程第7、議案第2号、日程第8、議案第8号、日程第9、議案第9号、日程第10、議案第13号、日程第11、議案第14号、日程第12、議案第15号、日程第13、議案第16号の8議案について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、むらづくり委員会盛岡委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。むらづくり委員会委員長、盛岡英成君。

○7番(盛岡英成君):議長、7番、盛岡。

○議長(寺前伊平君):盛岡委員長。

○7番(盛岡英成君):それでは、むらづくり委員会に付託されました、8議案につきまして、その審査の経緯と結果について、報告させていただきます。審査の経緯でございますが、去る3月4日の本会議におきまして、議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第8号三季館設置条例の制定について、議案第9号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号及び議案第14号の御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、議案第15号御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について、議案第16号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についての8件の議案が、付託されたことにより、3月9日月曜日、午前9時から当委員会を開催いたしました。審査の経過でございますが、議案ごとに9月5日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。特に、議案第14号のみつえ青少年旅行村をはじめとする村の観光施設における指定管理者の指定につきましては、多くの質問がなされ、村長及び担当課長より答弁をいただきました。内容については皆さん出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、議案第1号、議案第2号、議案第8号、議案第9号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、以上8議案ともに、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、簡単ではございますが、むらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):盛岡委員長、ありがとうございます。これより、むらづくり委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

### ◎議案第1号特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):最初に、日程第6、議案第1号、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会 委員長の報告は、可決です。日程第6、議案第1号について、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第6、議案第1号、特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第2号村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第7、議案第2号、村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会 委員長の報告は、可決です。日程第7、議案第2号について、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第7、議案第2号、村保有基金の運用収益等を有効活用するための関係条例の整理に関する条例の制定についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第8号議案第8号三季館設置条例の制定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第8、議案第8号、三季館設置条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会 委員長の報告は、可決です。日程第8、議案第8号について、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第8、議案第8号、三季館設置条例の制定についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第9号みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第9、議案第9号、みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会 委員長の報告は、可決です。日程第9、議案第9号について、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第9、議案第9号、みつえ青少年旅行村設置条例の一部を改正する条例の制定についても、むらづくり 委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第13号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (御杖村ケアハウス・御杖村デイサービスセンター)

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第10、議案第13号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会 委員長の報告は、可決です。日程第10、議案第13号について、むらづくり 委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第10、議案第13号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第14号御杖村の公の施設の指定管理者の指定について (みつえ青少年旅行村・三季館・伊勢本街道みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖)

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第11、議案第14号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会 委員長の報告は、可決です。日程第11、議案第14号について、むらづくり委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第11、議案第14号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第15号御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務 の委託に関する規約の制定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第12、議案第15号、御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会 委員長の報告は、可決です。日程第12、議案第15号について、むらづくり 委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第12、議案第15号、御杖村と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第16号御杖村過疎地域持続的発展計画の変更について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第13、議案第16号、御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対するむらづくり委員会 委員長の報告は、可決です。日程第13、議案第16号について、むらづくり 委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第13、議案第16号、御杖村過疎地域持続的発展計画の変更についても、むらづくり委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第17号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第8号)

の議定について、議案第18号令和7年度御杖村国民健康

保険特別会計補正予算(第2号)の議定について、議

案第19号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算

(第4号)の議定について

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第14、議案17号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定について、日程第15、議案第18号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定について、日程第16、議案第19号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号の議定についての3議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第14、議案第17号、日程第15、議案第18号、日程第16、議案第19号の3議案について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会福田委員長より一括して審査経過及び結果の報告をお願いします。予算決算委員会委員長、福田麻衣子君。

○4番(福田麻衣子君):はい、議長。4番、福田。

○議長(寺前伊平君):福田委員長。

○4番(福田麻衣子君):それでは、予算決算委員会を代表しまして、当委員会に 付託されました、

議案第17号の一般会計及び議案第18号と議案第19号の各特別会計における補正予算につきまして、一括して、その審査の経緯並びに経過と結果についてご報告させていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございますので、割愛させていただきます。審査の経過でございますが、令和7年度の一般会計及び各特別会計における補正予算3件について、議案ごとに3月5日の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、議案第17号の一般会計補正予算及び議案第18号と議案第19号の各特別会計における補正予算の議定については、全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):福田委員長、ありがとうございます。これより、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

### ◎議案第17号令和7年度御杖村一般会計補正予算(第8号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):最初に、日程第14、議案第17号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第14、議案第17号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第14、議案第17号、令和7年度御杖村一般会計補正予算第8号の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第18号令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第15、議案第18号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」の声あり

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第15、議案第18号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第15、議案第18号、令和7年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第2号の議定についても、予算 決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第19号令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算 (第4号)の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第16、議案第19号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第16、議案第19号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第16、議案第19号、令和7年度御杖村介護保険特別会計補正予算第4号の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第20号令和8年度御杖村一般会計予算の議定について、議案第21号令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、議案第22号令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、議案第23号令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、議案第24号令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定について、

[一括上程、一括委員長報告、一括委員長質疑]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第17、議案第20号、令和8年度御杖村一般会計予算の議定について、日程第18、議案第21号、令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、日程第19、議案第22号、令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、日程第20、議案第23号、令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について、日程第21、議案第24号、令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についての5議案につきましても、予算決算委員会へ付託した案件でございますので、これを一括議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。日程第17、議案第20号、日程第18、議案第21号、日程第19、議案第22号、日程第20、議案第23号、日程第21、議案第24号の5議案について、御杖村議会会議規則第41条第1項の規定に基づき、予算決算委員会福田委員長より一括して審査 経過及び結果の報告をお願いします。予算決算委員会委員長、福田麻衣子君。

○4番(福田麻衣子君):はい、議長。4番、福田。

○議長(寺前伊平君):福田委員長。

○4番(福田麻衣子君):それでは、議案第20号から議案第24号の一般会計及び各特別会計における令和8年度当初予算の議定につきまして、一括して、その審査の経過と結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございますので、割愛させていただきます。審査の経過でございますが、補正予算同様、議案ごとに3月5日開催の全員協議会において説明いただいた以外に、提案理由及び内容について追加説明の有無を当局へ確認後、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より令和8年度新規事業を中心に多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきました。なお、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、議案第20号の令和8年度一般会計予算及び議案第21号から議案第24号の各特別会計並びに事業会計における令和8年度予算の議定については、全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長(寺前伊平君):福田委員長、ありがとうございました。これより、予算決算委員会委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

### ◎議案第20号令和8年度御杖村一般会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):最初に、日程第17、議案第20号、令和8年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第17、議案第20号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第17、議案第20号、令和8年度御杖村一般会計予算の議定については、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第21号令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第18、議案第21号、令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第18、議案第21号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第18、議案第21号、令和8年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第22号令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定 について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第19、議案第22号、令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第19、議案第22号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第19、議案第22号、令和8年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第23号令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算 の議定について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第20、議案第23号、令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第20、議案第23号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第20、議案第23号、令和8年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第24号令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定 について

[討論、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第21、議案第24号、令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する予算決算委員会委員長の報告は、可決です。日程第21、議案第24号について、予算決算委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

○議長(寺前伊平君):ありがとうございます。全員の起立により、日程第21、議案第24号、令和8年度御杖村簡易水道事業会計予算の議定についても、予算決算委員会委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎発委第1号閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会)

[上程、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第22、発委第1号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員会森委員長より、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### ◎発委第2号閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会)

[上程、採決]

○議長(寺前伊平君):次に、日程第23、発委第2号、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員会盛岡委員長より、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第75条の規定により、むらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(寺前伊平君):異議なしと認めます。したがって、むらづくり委員会委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### ◎閉議及び閉会の宣言

○議長(寺前伊平君):以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和8年第1回御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(午前11時21分閉会)



◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長

寺前伊平

御杖村議会議員

森源五

御杖村議会議員

福田麻衣子